

大 和 高 田 市 農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成28年3月4日（金）午後3時00分～午後3時35分
 2. 開催場所 大和高田市 消防署2階 大会議室
 3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	欠席
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (1名) 15番、中江 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段面積）の設定について

議第6号 その他

1) 専決処分報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件について

報告第2号 公共転用の通知の件報告第3号

2) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から3月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告致します。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に9番、水井委員と10番、増田

委員のお二人を指名致します。続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の仲川局長と龍補佐を指名しますので、よろしく願い致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件、これについて説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転及び賃貸借権の設定による移動でございます。番号1番、申請地、大字神楽□□□番1(田)376㎡、譲受人、神楽二丁目□□□□、譲渡人、神楽二丁目□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、4,226㎡と下限面積は満たしております。番号2番、申請地、大字磯野□□□番1(田)1,062㎡、譲受人、西三倉堂一丁目□□□□、譲渡人磯野町□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、4,678㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第□番目、奈良文化高校より□へ約400mのところであります。番号3番、申請地、大字曾大根□□□番地(田)73㎡、譲受人、葛城市□□□□、譲渡人、大字曾大根□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、3,063㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第□番目、総合公園より□へ約200mのところであります。番号4番、申請地、大字東中□□番地(田)1,151㎡、及び大字東中□□番1(田)1,764㎡、譲受人、奈良市□□□□、譲渡人、東中一丁目□□□□□、賃貸借権の設定による異動で、申請理由は新規就農のためでございます。譲受人の耕作地面積は、2,915㎡と下限面積は満たすこととなります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、奈良文化高校より□□へ約300mのところであります。番号5番、申請地、大字西坊城□□□番1(田)1,694㎡、譲受人、橿原市□□□□、譲渡人、奈良市□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、61,686㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第□番目、秋吉池より□へ約300mのところであります。以上、議第1号につきましては5件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、4番の□□□□さんにつきましては新規就農でありますので、先ほど農地部会へ来て頂き、営農計画について聞き取りさせて頂きましたので、これにつきましては、農地部会長より説明をお願い致します。

部会長 それでは、農地部会で新規就農の聞き取りを行った結果を報告させて頂きます。申請人は、昨年まで奈良市の市議会議員をされており、本日も3月議会中で代理の方が来られました。今回農事組合法人を立ち上げるにあたって、申請者が理事となるために、耕作地を取得されるための申請のようで、本人は実際に耕作には従事されるが、農事組合法人の組合員も耕作にあたるようです。法人の本拠地は大和郡山市で県内全域の遊休農地の解消にあたるのが目的で、大和高田市内でも今後、規模拡大していく予定だそうです。主たる農作物は米で、将来は直売所を開設し、販売する計画だそうです。地元の農家支部、水利組合とも連携協力していくとの話し合いもされているとのこと。□□さん自身、NPO法人にも以前から携わっており、農業経験もおありだそうです。話を伺って特に変な印象もなかったので、ちゃんと農地の管理をし、3年以上の耕作をお願い致しました。以上農地部会での協議結果を報告致します。ご審議よろしく願い致します。

議長 ただ今、農地部会長から説明がありましたが、続いて、農地法に基づく審査基準による検討事項について、事務局より説明願います。

事務局 それでは、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。番号4番の□□さんの新規就農につきましては、先ほど農地部会長から報告のあったとおりですので省略させていただきます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの譲受人は、いずれも現在保有されている農地の管理状況、機械の保有状況、世帯員数、及び取得する農地も含めたすべての農地を管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、譲受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、いずれも取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりましても、農業上の総合的利用には、いずれも従来どおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可物件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに農地部会長からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。
(なしの声有り)

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字根成柿□□□番地(田)1,264㎡、譲受人、大字根成柿株式会社□□□□□□、譲渡人、大阪市□□ □、申請地は、売買による所有権移転で、露天駐車場及び露天資材置場への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第□番目、菅原小学校より□□へ約300mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大字根成柿の株式会社□□□□□□さんの露天駐車場及び露天資材置場への転用についてですが、現地の状況としては、畑と田に分けて使われており、東側、西側、南側は田で、北側は川です。現在申請地の西側を駐車場として使用されており、そこを利用して進入する計画です。排水は全体的に北側の川に勾配を付け造成される計画です。農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。大字根成柿の申請地の農地区分は、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

1 2 番 　少しよろしいですか。今回の□□□□□□さんの転用申請についてですが、露天駐車場及び露天資材置場となっていますが、隣接農地の所有者は同意をされているようですが、近所の方から心配ごととして聴かれたのですが、後からそこへ家とか工場の建物とかを建てることは出来るのですか。近所で勝手にされて工事を止められているようですが、今回も後から勝手なことをされると周囲の者が迷惑を被ることとなるので、何か手立てはありませんか。

事務局 　今おっしゃられた前例については、今回の方とは別会社であると判断しております。

1 2 番 　別会社といっても兄弟ですからね。

事務局 　一般的には、申請者が申請目的どおりに施工されて、その完了報告が認められた後に、他法令で許可を得てされる行為は合法ですが、例えば、その場所は調整区域で指定区域でもない地区ですので一般住宅を建てることは出来ませんし、また、工場の建物とかを建てるにしても接道の判定、開発行為が受けられるのかどうか問題となりますので、ここでは、一概にはお答えできませんが、かりにそういった恐れがあるからと言うだけで、現段階で止めることは出来ません。今回の転用申請が、申請書の内容と必要添付書類等の書類審査、また、申請地が現に農地として利用されていることなど、総合的な審査結果によって問題が無ければ許可することとなります。

議 長 　他に何かご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問などが無いようですので、採決致します。議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。

議 長 　続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字西坊城□□□番1(田)1,694㎡、借受人、大字西坊城□□□□、貸出人、大字奥田、□□□□、解約理由は、売却するためでございます。番号2番、申請地、大字神楽□□□番地(田)1,342㎡、借受人、田井新町□□□□、貸出人神楽一丁目□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。番号3番、申請地、大字磯野□□□番1(田)1,062㎡、借受人、磯野北町□□□□、貸出人、磯野町□□□□、解約理由は、売却するためでございます。番号4番、申請地、大字松塚□□□番地(田)1,051㎡、借受人、大字松塚□□□□、承継人、□□□□、貸出人、南本町□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。以上、議第3号につきましては4件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 　なしとの声がありましたので、議第3号は事務局処理と致します。

議 長 続いて、議第4号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員の親族が申請人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いするところでありませんが、本日欠席のため引き続き審議致します。

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、葛城市勝根□□□□、利用権を設定する者、大字田井□□□□、利用権を設定する農地、大字田井□□□番1(田)1,600㎡、大字田井□□□番1(田)1,421㎡、大字田井□□□番1(田)966㎡、大字田井□□□番1(田)1,277㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字吉井□□□□、利用権を設定する者、樞原市山之坊町□□□□、利用権を設定する農地、大字西坊城□□番1(田)1,099㎡、大字西坊城□□□番1(田)1,596㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成28年3月1日から平成31年2月28日までの3年間でございます。整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字吉井□□□□、利用権を設定する者、大字西坊城□□□□、利用権を設定する農地、大字西坊城□□番1(田)1,099㎡、大字西坊城□□番1の一部(田)1,000㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成28年3月1日から平成31年2月28日までの3年間でございます。整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字曾大根□□□□、利用権を設定する者、大字出□□□□、利用権を設定する農地、大字西坊城□□□番地(田)994㎡、大字西坊城□□□番地(畑)1,352㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、利用期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。整理番号5番、利用権の設定を受ける者、葛城市勝根□□□□、利用権を設定する者、大字池田□□□□□□、利用権を設定する農地、大字池田□□□番1(田)1,157㎡、大字池田□□□番地(田)1,211㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。整理番号6番、利用権の設定を受ける者、葛城市勝根□□□□、利用権を設定する者、大字松塚□□□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)701㎡、大字松塚□□□番地(田)1,009㎡、大字松塚□□□番地(田)1,177㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成28年3月1日から平成31年2月28日までの3年間でございます。整理番号7番、利用権の設定を受ける者、大字松塚□□□□、利用権を設定する者、香芝市関屋北六丁目□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)1,653㎡、大字松塚□□□番1(田)868㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成28年3月1日から平成38年2月28日までの10年間でございます。整理番号8番、利用権の設定を受ける者、香芝市瓦口□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番地(田)2,216㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用

期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。整理番号9番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1（田）579㎡、大字根成柿□□□番2（田）321㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、利用期間は、平成28年3月1日から平成31年2月28日までの3年間でございます。整理番号10番、利用権の設定を受ける者、磯野町□□□□、利用権を設定する者、南本町、□□□□、利用権を設定する農地、大字東中□□番1（田）1,902㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成28年3月1日から平成31年2月28日までの3年間でございます。整理番号11番、利用権の設定を受ける者、葛城市勝根□□□□、利用権を設定する者、大字野口□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□番1（田）1,089㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成28年3月1日から平成31年2月28日までの3年間でございます。整理番号12番、利用権の設定を受ける者、香芝市瓦口□□□□、利用権を設定する者、北葛城郡広陵町□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番1（田）1,401㎡、大字松塚□□番地（田）906㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、利用期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。整理番号13番、利用権の設定を受ける者、葛城市勝根□□□□、利用権を設定する者、大字池田□□□□、利用権を設定する農地、大字池田□□□番1（田）1,015㎡、大字池田□□□番1（田）1,327㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成28年3月1日から平成31年2月28日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

（なしの声あり）

議長 　なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。それでは、議第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので議第4号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答することに決定致します。次に議第5号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号、農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段の面積）の設定について説明を致します。これにつきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できるようになっています。また、農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月22日付の農林水産省経営局長通知の一部改正により、各農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされました。これによりまして、平成28年度の下限面積（別段の面積）の設定について、次のとおり

提案するものでございます。農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積（別段の面積）20アールの変更は行わない。理由、平成28年2月末現在の農家台帳システムに登録されている管内の農家で20アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の5割を超えているため。以上でございます。

議 長 　ただ今、議第5号について事務局から説明あったとおりですが、この件につきまして何かご意見などございましたら挙手をお願いします。

（なしの声あり）

議 長 　特に意見がないようですので、採決致します。それでは、議第5号について原案のとおり、別段の面積は20アールに決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号の別段の面積は20アールとさせていただきます。

続いて議第6号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第6号、その他1番の専決処分の報告について、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成28年1月26日から2月25日までに報告があった案件であります。番号1番、転用届出地、日之出東本町□□□□番2（田）1,274㎡、届出人、日之出東本町□□□□、アパート及び駐車場への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成28年2月23日に水井委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 　異議なしとの事でございますので、報告第1号を終わります。確認委員の水井委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議 長 　次に入ります。議第6号、その他、1番の専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第6号、その他、1番の専決処分の報告について報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。番号1番、転用届出地、大字池田□□□□番1（田）742㎡、譲渡人、大字池田□□□□（持分1/2）、大字池田□□□□（持分1/2）、転用目的は、大和高田市が流域減災対策事業用地に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今の事務局からの説明をもちまして、報告第2号、公共転用の通知の件については委員の皆様への報告とさせていただきます。

議 長 　議第6号、その他の2番、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について議題と致します。なお、この件につきましては藤本農政部会長より説明をお願い致します。

部会長 　説明させていただきます。先月の委員会の終了後、農政部会を開催し、平成27年度の活動計画の点検・評価と平成28年度の活動計画につきまして審議致しました。その後、県より新様式に変わるといふ案内が来たようですが、国からは未だ新様式は提示されておりませんので今回も旧様式で審議致しております。なお、点検・評価につきましては、平成27年度の活動を踏まえての評価を入れております。これにつきましては、今回、旧様式で良いとされておしま

すので、内容等について良ければこのままで農業者よりご意見を頂くことになります。また、活動計画につきましては、平成27年度とほぼ同様の活動目標を入れております。今後の新様式には新たな項目が追加されるようですので、次回4月の委員会で再度審議して頂く事になりますが、内容についてはほぼ同様のようですので、お目通し頂き、ご意見等ございましたら事務局までご連絡頂ければ意見として取り入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農政部長より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声多数）

議 長 　異議なしとの声を頂きましたので採決致します。それでは、議第6号、その他の2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員挙手ですので、議第6号、その他の2番については、市のホームページ等に掲載し30日間、農業者より意見を聴取し、点検・評価、活動計画等に反映し、4月委員会においてお諮りさせて頂きますのでよろしくお願い致します。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 　他にないようですので、これで3月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	水井 豊
署名委員	増田 武雄